

令和4年度 岐阜県みどりの少年団活動発表大会 実施計画書

1. 趣 旨

岐阜県内のみどりの少年団（以下「少年団」という。）が一堂に集い、日頃の少年団活動を発表することにより、相互の理解を深め、交流を促進します。

2. 日 時

令和5年1月21日（土） 10時00分～15時00分（予定）

3. 場 所

岐阜県立森林文化アカデミー（美濃市曾代88）

森の情報センター、森の工房及び森林総合教育センター（モリノス）

電話：0575-35-3883（森林総合教育センター直通）

4. 主 催

岐阜県、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会（岐阜県みどりの少年団連盟）

5. 活動計画

- 9：30～ 受付・集合
- 10：00～ 開会式・オリエンテーション
- 10：15～ みどりの少年団活動発表
- 12：00～ 昼食・休憩
- 12：45～ 講評・表彰
- 13：15 活動発表大会閉会
- 13：15～ 閉会后、モリノスにて交流活動
- 15：00 終了 解散

※ 終了予定を15：00にしていますが、活動内容により時間が前後します。

※ 参加団数によって、時間が前後することがあります。

6. 参加の申し込み

参加を希望するみどりの少年団は、以下の点に留意して、申し込んでください。

- ① 別紙「参加申込書」に必要事項を記入してください。
- ② 「調書作成上の留意事項」に基づいて、「みどりの少年団活動調書」を作成してください。
- ③ 上記①、②を令和4年12月23日（金）までに公益社団法人岐阜県緑化推進委員会へ提出してください。

なお、パワーポイントのデータは令和5年1月13日（金）までに県庁森林活用推進課へ提出してください。

提出方法等は、参加申し込みのあったみどりの少年団へ別途連絡します。

- ④ 交流（聴講と交流活動参加）だけであっても、参加することができます。

- ⑤ みどりの少年団未結成の学校や団体も発表する場合は参加可能とします。

7. 発表方法

- ① 発表時間は、1団につき7分以内とし、質疑応答等を含めて10分以内です。
- ② 発表時は、6分経過時において予鈴を鳴らし、7分経過時に本鈴を鳴らします。
- ③ 発表者は、パソコン等操作者を除き、団員2名を原則としますが、3名以上であっても可能です。
- ④ 発表方法は、パワーポイント等をなるべく使用してください。
- ⑤ 中学生が参加する場合は、小学生、中学生の順に発表することにします。

8. 審査

審査は、書類審査（活動調書の事前審査）及び発表審査（当日の発表の審査）とします。

- 書類審査は、事務局から送られた活動調書を審査員があらかじめ審査し、採点した審査表を当日持参します。
- 発表審査は、大会当日に発表するみどりの少年団ごとに審査員が採点します。
- 発表終了後、審査会（審査員：森林活用推進課森林吸収源対策室長、学校支援課教育主管、森林文化アカデミー森林総合教育センター長、みどりの少年団連盟副会長、緑推専務理事の5名）を開催し、別に定める審査基準に基づいて採点した結果を集計し、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を決定します。また、講評内容について協議します。
- 表彰区分は、小学生、中学生の区別なく、一括で決定しますが、参加状況によっては、分けることも検討します。

9. 表彰

- ① 発表を行ったみどりの少年団から最優秀賞、優秀賞、奨励賞を選考し、会場にて表彰し、併せて記念品（図書カード）を授与します。
- ② 最優秀賞を受賞したみどりの少年団は、令和5年度に茨城県で開催予定の「全国緑の少年団活動発表大会」への参加に向け、令和5年5月に本県代表として推薦します。
ただし、最優秀賞を受賞した少年団が、過去3年間に全国大会へ出場した場合は、国土緑推の内規により推薦できないので、優秀賞以下のみどりの少年団から選定することにします。

10. 交流活動

閉会后、森林総合教育センター（モリノス）において、みどりの少年団の交流活動を実施します。

(1) 交流活動の内容

交流活動は、実施に向けて、モリノスと協議しながら準備を進めています。
今のところ、次の種目から自由に選んで行うことを考えています。

- ① 端材を利用した木工工作
端材を利用して、好きな形を作ります。ノコギリで切っても良いし、くぎや接着剤で繋げてもいいかもしれません。好きな色を付けることもできます。
- ② 冬の森みつけ
森林文化アカデミーの演習林内を散策しながら、木の実や落ち葉、冬鳥探し、木の芽の観察などを行い、冬の森を楽しみます。
参加される場合は、野外を歩ける服装と靴を準備してください。
- ③ 火おこし体験
使用する火おこし器は、昨年度の参加団へ配布したものとは異なる器材で、2人一組で火おこしに挑戦できます。

活動種目は、例示ですので、上記以外でも体験がすることができます。

参加申込にあたり、ひとまず、希望を伺いますが、当日、モリノスの職員の説明を聴いてからでも構いません。

(2) 雨天対策

- ① 雨天や降雪など、屋外での活動が不適當な場合は、森の工房において、全員で端材による木工工作を行うことを考えています。
- ② 工作に必要な道具は、森林文化アカデミーから借ります。
- ③ 参加記念品として木工工作キットを参加者全員の分を準備しますので、当日、キットを作成して良いですし、持ち帰って作っても良いです。

10. その他

(1) 交通手段

- ① 各地域から会場までの往復の交通については、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会が手配し、準備します。
- ② 自家用車で来場する場合は、森林文化アカデミーの駐車場を利用します。
別紙のアクセス図を参照してください。

(2) 参加者

- ① 参加者は、発表者、引率者に加え、学校代表者、保護者等の参加も可能ですが、コロナの状況によっては、お断りすることがあります。
- ② 参加申込書は、事前に提出していただきます。当日の受付で記帳し、参加することも可能としますが、コロナの状況によっては、受け付けできないことがあります。
- ③ 参加者は、当方で名札を準備しますので、着用してください。

(3) 昼食

- ① 昼食は、当方で弁当とお茶を準備します。アレルギーなどの心配のある人は、弁当と飲み物の持参をお願いします。(参加申込書にその旨記載してください。)
- ② 団ごとの必要数量は、参加申込書に記載した数量とします。

③ 飲食は、森林文化アカデミーが指定する場所にします。

(4) その他

- ① 参加する少年団の数により、スケジュールが動くことがあります。
- ② 参加みどりの少年団の募集については、7月頃に事前案内（済）、9月中旬に開催通知を発出し、参加決定少年団へは、令和5年1月初旬に詳細を案内します。
- ③ 参加者募集等は、文書の発送に加え、当方のホームページにも掲載します。
- ④ 不明な点や質問は、下記連絡先まで問い合わせてください。

(連絡先)

- 公益社団法人岐阜県緑化推進委員会 担当：黒崎
〒500-8356 岐阜市六条江東2丁目5番6号
TEL 058-273-7577 FAX 058-273-7547
E-mail gifu-ryokusui@mtj.biglobe.ne.jp
HP <http://www.gifu-ryokusui.jp>

- 岐阜県林政部森林活用推進課 緑化推進係 担当：梅村
TEL 058-272-8255
E-mail umemura-sayuri@pref.gifu.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策について

1 開催の可否

新型コロナウイルスの影響下にあることから、開催時期までに、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いている場合は、感染症対策を講じた上で、通常開催としますが、感染症が拡大し、緊急事態宣言やまん延防止重点措置等が発出されるなど通常開催が不適當な場合は、通常開催を見合わせ、Webでの開催、又は発表の様子を収録した動画を提出するなどの代替方式での開催とします。

開催可否の判断時期は、申込期限の12月下旬までにしますが、状況の変化が厳しい場合は、急遽変更することもあります。

開催方法を変更した場合は、速やかに参加予定のみどりの少年団をはじめ、関係者へ通知します。

2 代替案

(1) Web開催

- ① Web開催の場合は、県庁森林活用推進課から、あらかじめ参加するみどりの少年団へZoomの招待メールを送信しますので、参加するみどりの少年団は、開始時刻までに接続を確認して、待機してください。参加者全員の接続が確認できたら、開始します。なお、スケジュールは、通常開催と同じです。
- ② 発表方法は、司会者の紹介の後、発表者を画面上に映し出します。その後、パワーポイントの画面へ切り替えて、説明します。発表が終わったら、発表者に切り替えて、終了します。発表時間は7分間です。
- ③ 審査員は、県庁へ集合して、パソコンの画面を通してみどりの少年団の発表を視聴し、発表終了後に質問をするほか、発表の採点を行います。
- ④ 質疑応答は、審査員から画面を通じて質問しますので、回答してください。
- ⑤ 発表終了後、審査結果及び講評を審査委員長から伝えますので、みどりの少年団は、しばらく待機してください。
- ⑥ 講評終了後、閉会にします。賞状、記念品等は、後日お渡しします。

(2) 発表の動画収録と審査

- ① 参加予定のみどりの少年団員等が学校などに集合できないなど、Webでの開催ができない場合の方法です。
- ② 参加予定のみどりの少年団は、活動発表の様子を収録した動画を作成し、1月末日までに事務局（県緑推）へ提出してください。
- ③ 事務局は、活動調書と動画を審査員へ送り、審査を依頼します。
- ④ 審査員は、活動調書と動画を視聴の上、審査し、採点を行い、採点表を事務局へ提出します。（2月中旬まで）
- ⑤ 事務局は、採点表を集計し、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を選出し、審査員へ通知します。審査員の異存が無ければ、そのまま成績決定とします。

- ⑥ 事務局は、参加少年団へ審査結果を通知するとともに、賞状、記念品等を別途お渡しします。
- ⑦ 動画の作成方法等については、別途、参加予定のみどりの少年団へ連絡します。

3 新型コロナウイルス感染症対策

① 参加者の制限

参加者は、発表するみどりの少年団に加え、聴講だけなどの参加も認めていますが、新型コロナウイルス感染症の状況により、参加者を発表者2名、引率者1名に限定し、発表者以外の団員、保護者や聴講だけの人たちは、参加を制限することがあります。

② 健康チェック表の提出

参加者は、体温など身体の様子をあらかじめ健康チェック表（別途送付）に記入の上、当日、受付に提出してください。

③ 感染症対策

三密（密閉、密集、密接）を避けるよう席の間隔を確保し、マスクの着用、手指の消毒、検温の実施、会場の換気などの感染症対策を実施します。

非接触式体温計、アルコール消毒液、予備のマスク等を準備します。

開催中に、気分が悪くなるなど、体調を崩した人の対応を準備します。（保護者への連絡と迎え、中濃厚生病院の案内など）